

答 申 書
(答 申 第 3 1 号)
平成 1 2 年 6 月 2 9 日

1 審査会の結論

北海道情報公開審査会（第 1 8 回）会議録の添付資料「公安委員会事案（職員旅費に係るもの）について」中の 3 の（2）に記録されている部分を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、北海道情報公開条例（平成 1 0 年北海道条例第 2 8 号。以下「条例」という。）第 2 8 条の規定に基づき設置された北海道情報公開審査会（以下「審査会」という。）において、公安委員会関係の文書に係る異議申立事案（以下「公安委員会事案」という。）について審議された内容が記録されている第 2 回から第 5 回まで、第 7 回から第 1 3 回まで、第 1 7 回及び第 1 8 回審査会並びに平成 1 1 年 5 月 1 0 日、同年 5 月 1 7 日、同年 6 月 2 8 日、同年 7 月 1 3 日及び同年 9 月 8 日開催の審査会の部会の会議録並びにそれらの添付資料である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件公文書の一部が、条例第 1 0 条第 1 項第 1 号及び第 6 号に規定する非開示情報に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）をしており、異議申立人がそのうち、条例第 1 0 条第 1 項第 6 号に規定する非開示情報（以下「6 号情報」という。）に該当するとして非開示とした審査会（第 1 8 回）会議録の添付書類である「公安委員会事案（職員旅費に係るもの）について」と題する文書（以下「本件資料」という。）中の 3 「検討のポイント」の（2）「具体的な問題」に記録されている部分（以下「本件非開示部分」という。）の取消しを求めていることから、本件処分のうち当該部分を非開示としたことの妥当性について判断することとする。

(3) 6 号情報の該当性について

ア 条例第 1 0 条第 1 項第 6 号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものを非開示情報として定めている。

イ 審査会は、公文書の非開示決定等について行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）に基づく異議申立てがあったときに、実施機関の諮問を受け、当該処分の当否を答申することを目的として条例第 2 8 条の規定により設置された知事の附属機関であり、準司法的作用を営む機関であるといえる。異議申立事案に係る審議を行う審査会においては、

中立・公平性、判断の適正性の確保が要求されるのであり、このような中立・公平性、判断の適正性の確保は、審議過程における各委員への他からの干渉を排除し、自由かつ率直な意見交換を確保することによって実現されるものと考える。

ウ このような観点からすれば、審査会の特定の委員の意見が公表されると、委員が、外部の利害関係者から自分に対して何らかの働きかけが行われたり、自分個人の責任が問われたりするなどの事態が発生することをおそれ、また、審議の過程における自己の意見表明がその公開により利害関係者に何らかの影響を与えることを危惧することも生じ得るのであり、このような心理的影響から自由かつ活発な意見の交換が阻害され、その結果、委員の中立・公平性、判断の適正性自体が損なわれる事態が生じ、審査会の公正又は円滑な会議の運営を著しく困難にすることを否定できない。

エ 本件資料は、審査会（第18回）会議録の「議事の概要」に記録されている内容から明らかなように、審査会の第一部長が同部会で審議している公安委員会事案（職員旅費に係るもの）の現在の審議状況等を審査会に報告するために使用した資料であり、そのうち本件非開示部分には当該事案についての委員の意見が記録されている。

そして、本件処分において開示された他の文書から当該意見を表明した委員が容易に識別され得ることからすれば、本件非開示部分を開示することにより、ウで述べたとおり、審査会の公正又は円滑な会議の運営を著しく困難にすることが認められる。

したがって、審査会の特定の委員の意見が記録されている本件非開示部分については、6号情報に該当すると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成12年 3月 3日	諮問書の受理 実施機関から関係書類の提出
平成12年 4月17日 (第24回審査会)	新規諮問事案の報告 審議
平成12年 5月15日 (第25回審査会)	審議
平成12年 6月12日 (第26回審査会)	答申案審議
平成12年 6月29日	答申

別紙

異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

1 異議申立ての経過等

- (1) 平成11年11月25日 本件開示請求
- (2) 平成11年12月9日 本件開示請求に対する開示等決定期間延長通知
- (3) 平成11年12月22日 本件開示請求に対する公文書一部開示決定
- (4) 平成12年2月22日 本件異議申立て

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、北海道情報公開審査会（第18回）会議録の添付資料「公安委員会事案（職員旅費に係るもの）について」に係る非開示部分を取り消すとの決定を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書等により主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

ア 意見を述べた特定の個人を開示要求するものではなく、公正な審査会の指標となるべき、学問に裏付けされた見識ある意見を開示要求するものであり、それは、とりまなおさず、公文書の開示及び情報提供の推進になり、開かれた道政を一層推進し、道政の発展に寄与することになる。

イ 「理由説明書」にある「委員が、外部の利害関係者から自分に対して何らかの働きかけが行われたり、自分個人の責任が問われたりするなどの事態が発生することをおそれ」とあるが、主体性のない発言や、責任問題に発展するような発言があるのなら、より一層審査会の真価を問うためにも公開を要する。

3 実施機関の説明要旨

本件処分に係る実施機関の主張は、別添「理由説明書」のとおりである。

理 由 説 明 書

1 開示請求に係る対象公文書の内容

異議申立人が開示請求した公文書の内容は、「これまでの公安委員会文書に係る異議申立事案を審議した北海道情報公開審査会の会議録及び全ての文書（メモ用紙含）」であり、これに対し、知事は、北海道情報公開審査会の（部会を含む。以下「審査会」という。）において公安委員会関係の文書に係る異議申立事案（以下「公安委員会事案」という。）について審議された内容が記録されている審査会の会議録（添付書類を含む。）を対象公文書として特定した。詳細は、別紙のとおりである。

2 異議申立てに係る対象公文書の内容

知事は、別紙の公文書のうち、「第3回北海道情報公開審査会会議録（資料含む）」の一部が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に該当するとして当該公文書を一部開示とし、また、「北海道情報公開審査会（第18回）会議録（資料含む）」（以下「本件公文書」という。）の一部が同項第6号に該当するとして当該公文書を一部開示とした。

異議申立人は、このうち、本件公文書を一部開示としたことに対して、その処分の取り消しを求めている。

本件公文書のうち、添付資料「公安委員会事案（職員旅費に係るもの）について」（以下「本件資料」という。）は、本件公文書の「議事の概要」に記録されている内容から明らかなように、第一部会長が同部会で審議している公安委員会事案（職員旅費に係るもの）の現在の審議状況等を審査会に報告するために使用した資料である。

そして、本件資料は、「1 第一部会における審議状況」、「2 他審査会答申例および裁判例」及び「3 検討のポイント」という構成になっており、「3 検討のポイント」において、公安委員会事案（職員旅費に係るもの）を審議していく上での問題点が「（1）基本的な問題」と「（2）具体的な問題」に分けて記録され、このうち、非開示とした「（2）具体的な問題」に分けて記録され、このうち、非開示とした「（2）具体的な問題」には、公安委員会事案に係る特定の審査会委員の意見が記録されている。

3 非開示理由

審査会は、条例第28条の規定により設置された知事の附属機関であり、公文書の非開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てがあったときは、条例第21条第1項の規定により実施機関の試問を受け、当該処分の当否について審議し、答申することとされており、この面においては、準司法的作用を営む機関である。したがって、異議申立事案に係る審議を行う審査会においては、特に委員の中立・公平性及び判断の適正性の確保が求められており、そのため、その審議の過程においては、各委員への他からの干渉を排除し、委員の自由かつ率直な意見交換を確保することが必要とされる。

以上のことからすれば、異議申立事案に係る審査会の審議の過程における委員の意見が公表されるとすると、委員が、外部の利害関係者から自分に対して何らかの働きかけが行われたり、自分個人の責任が問われたりするなどの事態が発生することをおそれ、このような心理的影響

から自由かつ率直な意見の交換が阻害され、その結果、委員の中立・公平性、判断の適正性自体が損なわれる自体が生じ、審査会の公正又は円滑な会議の運営を著しく困難にすることが認められる。

したがって、本件資料で非開示とした特定の審査会委員の意見が記録された部分については、条例第10条第1項第6号に非開示情報に該当するものである。

4 異議申立理由に対する反論

異議申立人は、委員の個人的な意見の開示を要求するものではなく、公正な審査会の指標となるべき、学問に裏付けされた見識ある意見の開示を要求するものである旨主張する。

しかしながら、本件非開示とした部分は、審査会委員の意見が記録されているものであることから、上記3で述べたとおり、条例10条第1項第6号の非開示情報に該当するものである。